

第10期川口市分別収集計画

令和4年6月

川 口 市

目 次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方針	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 （法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る 分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第 6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

《 資 料 編 》

1	容器包装廃棄物の排出量の見込み算出根拠	8
2	分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令 で定める物の見込み算出根拠	9

1 計画策定の意義

本市の一般廃棄物排出量は、人口の増加が続いている中、平成17年度以降は、減少傾向に転じるも、平成29年度以降の排出量に大きな減少は見られない。

本市は市内に最終処分場を保有していないことから廃棄物の発生を更に抑制する必要がある。また、ごみの発生を抑制し、資源を繰り返し有効に使うことは、地球温暖化の防止をはじめとする環境負荷低減の側面からも非常に重要である。

本市は、平成14年12月から、それまでの分別収集品目に加え、プラスチック製容器包装および紙類の分別収集を実施し、資源循環型廃棄物処理体制を推進してきたところであるが、平成15年度以降、資源として再生利用される資源物量の増加として、分別収集の推進の効果があらわれている。

第10期分別収集計画（以下、「本計画」という。）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「法」という。）第8条の規定に基づき策定するものであり、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき方針を示すことにより、分別収集を効率的に実施することはもとより、容器包装廃棄物の減量に係る施策を積極的に展開し、本市における資源循環型社会の構築を促進することを目的とするものである。

2 基本の方針

本計画を実施するにあたっての基本の方針を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制
- ・ 分別収集の実施
- ・ 環境に配慮したごみ処理と資源化
- ・ グリーン購入の推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間（令和5年度から令和9年度）とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、鋼製容器、アルミニウム製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	26,349 t	26,219 t	26,123 t	26,029 t	26,012 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図る為、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・行政が、それぞれの役割を積極的に果たし、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 市民・事業者・行政の役割分担

市民の役割	<ul style="list-style-type: none">・容器包装廃棄物の発生抑制の努力・容器包装廃棄物の分別排出・集団資源回収への協力
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・容器包装廃棄物の発生抑制の努力・自主ルートでのリサイクル推進・排出責任者の自覚と責任ある廃棄物の処理・容器包装廃棄物の分別排出
行政の役割	<ul style="list-style-type: none">・分別収集の実施・市民・事業者への啓発の強化・事業系廃棄物の対策の強化・集団資源回収の促進

(2) 減量化行動計画

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の施策を実施する。

- ・ グリーンコンシューマーの育成
- ・ 簡易包装や買い物袋持参運動（レジ袋の削減）の推進
- ・ リターナブル容器およびリユース容器の利用促進
- ・ エコリサイクル推進事業所制度の推進
- ・ 廃棄物排出者責任の周知徹底
- ・ リサイクル啓発施設を中心とした啓発事業の推進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のとおり定める。また、収集運搬に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集運搬に係る分別区分	
主として鋼製の容器（以下「スチール製容器」）	飲料かん	
主としてアルミニウム製の容器（以下「アルミニウム製容器」）		
主としてガラス製の容器	無色ガラス製容器	びん
	茶色ガラス製容器	
	その他ガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く） （以下「紙パック」）	紙パック	
主として段ボール製の容器包装（以下「段ボール」）	段ボール	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの （以下「その他紙」）	紙製容器包装	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの （以下「ペットボトル」）	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの （以下「その他プラスチック」）	プラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
スチール製容器	243t		244t		244t		244t		245t	
アルミニウム製容器	984t		979t		975t		971t		967t	
無色ガラス製容器	(合計) 1,076t		(合計) 1,072t		(合計) 1,067t		(合計) 1,063t		(合計) 1,058t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 1,076t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,072t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,067t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,063t	(引渡) 0t	(独自処理) 1,058t
茶色ガラス製容器	(合計) 767t		(合計) 766t		(合計) 765t		(合計) 765t		(合計) 764t	
	(引渡) 457t	(独自処理) 310t	(引渡) 456t	(独自処理) 310t	(引渡) 455t	(独自処理) 310t	(引渡) 455t	(独自処理) 310t	(引渡) 454t	(独自処理) 310t
その他ガラス製容器	(合計) 647t		(合計) 642t		(合計) 638t		(合計) 634t		(合計) 630t	
	(引渡) 647t	(独自処理) 0t	(引渡) 642t	(独自処理) 0t	(引渡) 638t	(独自処理) 0t	(引渡) 634t	(独自処理) 0t	(引渡) 630t	(独自処理) 0t
紙パック	21t		21t		21t		21t		21t	
段ボール	3,003t		2,974t		2,944t		2,915t		2,885t	
その他紙	(合計) 790t		(合計) 788t		(合計) 786t		(合計) 784t		(合計) 782t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 790t	(引渡) 0t	(独自処理) 788t	(引渡) 0t	(独自処理) 786t	(引渡) 0t	(独自処理) 784t	(引渡) 0t	(独自処理) 782t
ペットボトル	(合計) 1,995t		(合計) 1,989t		(合計) 1,983t		(合計) 1,977t		(合計) 1,971t	
	(引渡) 1,596t	(独自処理) 399t	(引渡) 1,592t	(独自処理) 397t	(引渡) 1,587t	(独自処理) 396t	(引渡) 1,582t	(独自処理) 395t	(引渡) 1,577t	(独自処理) 394t
その他プラスチック	(合計) 3,287t		(合計) 3,273t		(合計) 3,258t		(合計) 3,244t		(合計) 3,229t	
	(引渡) 3,287t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,273t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,258t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,244t	(独自処理) 0t	(引渡) 3,229t	(独自処理) 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t	(引渡) 0t	(独自処理) 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

別添 参考資料のとおり。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集を実施する主体は、下図に示すとおりである。

なお、現在実施している古紙類・繊維類の集団資源回収は、町会・PTA等の集団資源回収団体が引き続き実施するものとし、行政は団体への支援を実施する。

容器包装の種類	収集運搬に係る分別区分	収集運搬段階	選別保管段階
スチール製容器	飲料かん	市(直営・委託)による定期収集運搬、又は自己搬入	市(直営・委託)による選別、保管
アルミニウム製容器			
無色ガラス製容器	びん		
茶色ガラス製容器			
その他ガラス製容器			
紙パック	紙パック		
段ボール	段ボール		
その他紙	紙製容器包装		
ペットボトル	ペットボトル		
その他プラスチック	プラスチック製容器包装		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

分別収集の用に供する施設の整備は、下図に示すとおりである。

容器包装の種類	収集運搬に係る分別区分	収集容器	収集車両	中間処理	
スチール製容器	飲料かん	透明袋	・パッカー車 ・平ボディー車 (分別収集に必要な車両の低公害化を図る)	川口市リサイクルプラザ (選別・保管)	
アルミニウム製容器					
無色ガラス製容器	びん				
茶色ガラス製容器					
その他ガラス製容器					
紙パック	紙パック				ひも結束
段ボール	段ボール				
その他紙	紙製容器包装				
ペットボトル	ペットボトル				透明袋
その他プラスチック	プラスチック製容器包装				

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 広報普及活動

発生抑制および分別収集に関する意識の向上を図るため、「広報かわぐち」や「PRESS530」を始めとした刊行物、リサイクルプラザでの啓発事業、公民館等で実施される生涯学習事業への支援等、ごみの減量化、リサイクルの意識について更なる向上を図るべく積極的に市民、事業者に対して広報普及活動を実施する。

また、一般廃棄物会計基準に基づき、一般廃棄物処理事業に係る財務書類（原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧）を作成し、公表する。

(2) 集団資源回収への支援

集団資源回収活動の促進を図るため、集団資源回収団体に助成金を交付する。

(3) 事業者の分別排出促進のための取り組み

ア 事業用建築物の建築予定者に対し、「再生利用対象物及び廃棄物の保管場所設置届」の提出を義務付ける。

また、事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対し、「事業系一般廃棄物管理責任者選任届」及び「事業系一般廃棄物減量計画書」の提出を義務付ける。

イ 10戸以上の共同住宅建設者に対して、再生利用対象物および廃棄物の保管場所の設置を義務付ける。

ウ 川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則で定める開発事業を行う場合、当該開発事業の完了後に発生する廃棄物の適正な処理方法等についての届出を義務付ける。

エ ごみの減量化・再利用・資源化の取り組みに対し、エコリサイクル推進事業所の登録制度により、事業者の自主的な活動を支援する。

(4) 市民の意見を施策に反映するための取り組み

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）

第5条の7の規定に基づき、川口市廃棄物対策審議会を設置し、一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項を審議する。

イ 廃棄物処理法第5条の8に基づき、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者の内からクリーン推進員を委嘱し、本市の分別収集を始めとした施策の推進、市民の意見の聴取や施策の普及に関する協力を求めるものとする。

《 資 料 編 》

1 容器包装廃棄物の排出量の見込み算出根拠

容器包装廃棄物排出量の推計

項目	ごみ排出量 に占める 容器包装廃 棄物比率(%)	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
家庭系一般ごみ	-	100,335t	100,089t	99,972t	99,868t	100,048t
資源物	-	17,295t	16,964t	16,652t	16,339t	16,072t
家庭系一般ごみ・資源物計	-	117,630t	117,053t	116,624t	116,207t	116,120t
スチール製容器	0.7%	823t	819t	816t	813t	813t
アルミ製容器	1.3%	1,529t	1,522t	1,516t	1,511t	1,510t
無色のガラス製容器	1.8%	2,117t	2,107t	2,099t	2,092t	2,090t
茶色のガラス製容器	1.4%	1,647t	1,639t	1,633t	1,627t	1,626t
その他の色のガラス製容器	0.1%	118t	117t	117t	116t	116t
飲料用紙製容器	0.5%	588t	585t	583t	581t	581t
段ボール	3.6%	4,235t	4,214t	4,198t	4,183t	4,180t
紙製容器包装	2.5%	2,941t	2,926t	2,916t	2,905t	2,903t
ペットボトル	2.1%	2,470t	2,458t	2,449t	2,440t	2,439t
プラスチック製容器包装	8.4%	9,881t	9,832t	9,796t	9,761t	9,754t
容器包装廃棄物計	-	26,349t	26,219t	26,123t	26,029t	26,012t

※ 家庭系一般ごみ・資源物量に「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率
(市町村分別収集計画策定の手引き(十訂版))の令和2年度平均値を乗じ算出。
「その他の色のガラス製容器」については令和元年度平均値を乗じ算出。)

※ ごみ排出量は、第7次川口市一般廃棄物処理基本計画【資料編】の推計値。

2 分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み算出根拠

(1) スチール製容器

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
262t (実績)	245t (実績)	261t (実績)	223t (実績)	243t (計算値・ 採用値)	243t (計算値・ 採用値)	244t (計算値・ 採用値)	244t (計算値・ 採用値)	244t (計算値・ 採用値)	245t (計算値・ 採用値)

(2) アルミニウム製容器

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
854t (実績)	896t (実績)	1,006t (実績)	983t (実績)	988t (計算値・ 採用値)	984t (計算値・ 採用値)	979t (計算値・ 採用値)	975t (計算値・ 採用値)	971t (計算値・ 採用値)	967t (計算値・ 採用値)

(3) 無色ガラス製容器

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
985t (実績)	937t (実績)	1,064t (実績)	1,111t (実績)	1,081t (計算値・ 採用値)	1,076t (計算値・ 採用値)	1,072t (計算値・ 採用値)	1,067t (計算値・ 採用値)	1,063t (計算値・ 採用値)	1,058t (計算値・ 採用値)

(4) 茶色ガラス製容器

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
752t (実績)	738t (実績)	772t (実績)	767t (実績)	768t (計算値・ 採用値)	767t (計算値・ 採用値)	766t (計算値・ 採用値)	765t (計算値・ 採用値)	765t (計算値・ 採用値)	764t (計算値・ 採用値)

(5) その他ガラス製容器

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
527t (実績)	549t (実績)	650t (実績)	665t (実績)	651t (計算値・ 採用値)	647t (計算値・ 採用値)	642t (計算値・ 採用値)	638t (計算値・ 採用値)	634t (計算値・ 採用値)	630t (計算値・ 採用値)

(6) 紙パック

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
25t	22t	23t	19t	21t	21t	21t	21t	21t	21t
(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計算値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)

(7) 段ボール

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
2,206t	2,291t	3,051t	3,107t	3,033t	3,003t	2,974t	2,944t	2,915t	2,885t
(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)

(8) その他紙

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
734t	738t	787t	803t	792t	790t	788t	786t	784t	782t
(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)

(9) ペットボトル

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
1,817t	1,859t	1,982t	2,040t	2,001t	1,995t	1,989t	1,983t	1,977t	1,971t
(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)

(10) その他プラスチック

平成30年度～令和3年度の実績を基に回帰直線で計算値を求め、採用値とする。

30年度	31年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
2,779t	3,051t	3,280t	3,374t	3,302t	3,287t	3,273t	3,258t	3,244t	3,229t
(実績)	(実績)	(実績)	(実績)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)	(計算値・採用値)

○指定法人引渡し及び独自資源化の内訳のある
 分別基準適合物の特定分別基準適合物の見込み量算定根拠

(4) 茶色ガラス製容器

処理割合

処理方法	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
指定法人へ引き渡し	60%	60%	60%	60%	60%
独自処理	40%	40%	40%	40%	40%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

処理見込み量

処理量	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
指定法人引渡数量	457t	456t	455t	455t	454t
独自処理量	310t	310t	310t	310t	310t
合計	767t	766t	765t	765t	764t

(9) ペットボトル

処理割合

処理方法	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
指定法人へ引き渡し	80%	80%	80%	80%	80%
独自処理	20%	20%	20%	20%	20%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

処理見込み量

処理量	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
指定法人引渡数量	1,596t	1,592t	1,587t	1,582t	1,577t
独自処理量	399t	397t	396t	395t	394t
合計	1,995t	1,989t	1,983t	1,977t	1,971t



川口市ごみ減量キャンペーンキャラクター「ごみまる」

第10期 分別収集計画

令和4年6月

編集・発行

川口市環境部資源循環課

川口市朝日4-21-33

TEL 048-228-5370

FAX 048-228-5322